

2025年11月27日

各位

株式会社シティインデックスイレブンス

カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダムの株券等に対する公開買付けへの応募契約の締結、及びマンダムに関する弊社らの考え方について

弊社及び共同保有者（以下「弊社ら」といいます。）は、2025年11月27日時点で株式会社マンダム（以下「マンダム」といいます。）の議決権の約21%を保有する大株主です。

弊社らは、同年9月10日にマンダムが「カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下、同リリースに記載されている公開買付けを「本公開買付け」といい、同リリースに記載される非公開化に関する一連のプロセスを「本MBO」といいます。）を公表して以降、マンダムの少数株主の利益保護を重要な目的として、様々な方策を検討するとともに、公開買付者を含む様々なステークホルダーとの間で協議を続けて参りました。

そもそも、本MBOにおいては、創業家である西村家株主が、著しく割安な公開買付価格（以下「当初買付価格」といいます。）で取引を主導したことについて強い問題意識を感じるとともに、著しく割安な当初買付価格による本公開買付けに賛同・応募推奨の意見表明をしたマンダムの取締役会についても、取締役としての責務を適切に果たしたとは言い難いと考え、弊社らはマンダム株式の買集めを進めました。

弊社らは、マンダムに対して、①オープンビッド（入札手続きによる積極的マーケットチェック）を実施すること、②オープンビッドを実施した場合に合理的に想定される公開買付価格まで、本MBO価格を引き上げること、③本MBOを断念し上場維持する場合、徹底的な株主価値向上策を通じて他の株主に売却機会を提供すること、のいずれかを行うべきであるとの考えを伝達して参りました。

同年11月4日には、マンダムが「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式の大規模買付行為等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」をリリースし、その中で「当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保すること、すなわち①オープンビッドを行い株主価値の最大化を目指す方針を公表したことについて、弊社らは一定の評価をしておりました。

一方で、弊社らは、カロンホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）に対しては、本MBOの成立を望むのであれば、マンダムの実施するオープンビッドを阻害しない態

様で上述の②を充足するような買付条件の変更が必要である旨を伝達し、協議を続けてまいりました。

上述の取組みの結果として、弊社らは、公開買付者との間で後述の一定の前提条件を付した本公開買付けへの応募契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました（本契約の詳細及び公開買付条件の変更内容は、本日付けで公開買付者が提出した訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）をご参照ください。）。弊社らとしては、本訂正届出書の内容は、上述の②を満たし、かつ、マンダムの実施するオーブンビッドを阻害しないものであることから、マンダムのすべての株主に売却機会をもたらすものとして、少数株主の利益に資するものであると評価しております。

また、本契約においては、マンダムの少数株主の利益最大化を追求すべく、公開買付価格の引上げ及び公開買付期間の延長に加え、引上げ後の公開買付価格を上回るなどの一定の条件を満たす対抗提案（以下、単に「対抗提案」といいます。）が公表された場合には、少数株主の利益確保のための行動を優先するため、本契約に基づく応募義務を免れることが規定されており、マンダムの実施するオーブンビッドを阻害しないものということができ、弊社らとしては、少数株主の利益に資すると考えられる対抗提案が公表された場合には、当該提案についても十分に精査する意向です。

以上